

# 高羽防災福祉協議会 地域おたすけガイド

## －洪水・土砂災害編－

I. 災害リスク	1
II. 活動方針	2
III. 災害対策本部の設置基準	3
IV. 基本事項	4
V. 行動計画	6

【災害発生前】

【災害発生直後】

【災害発生から数時間～3日(72時間)くらい】

(参考) 各種行動の事前指示書	9
-----------------	---



平成27年12月作成

高羽防災福祉協議会

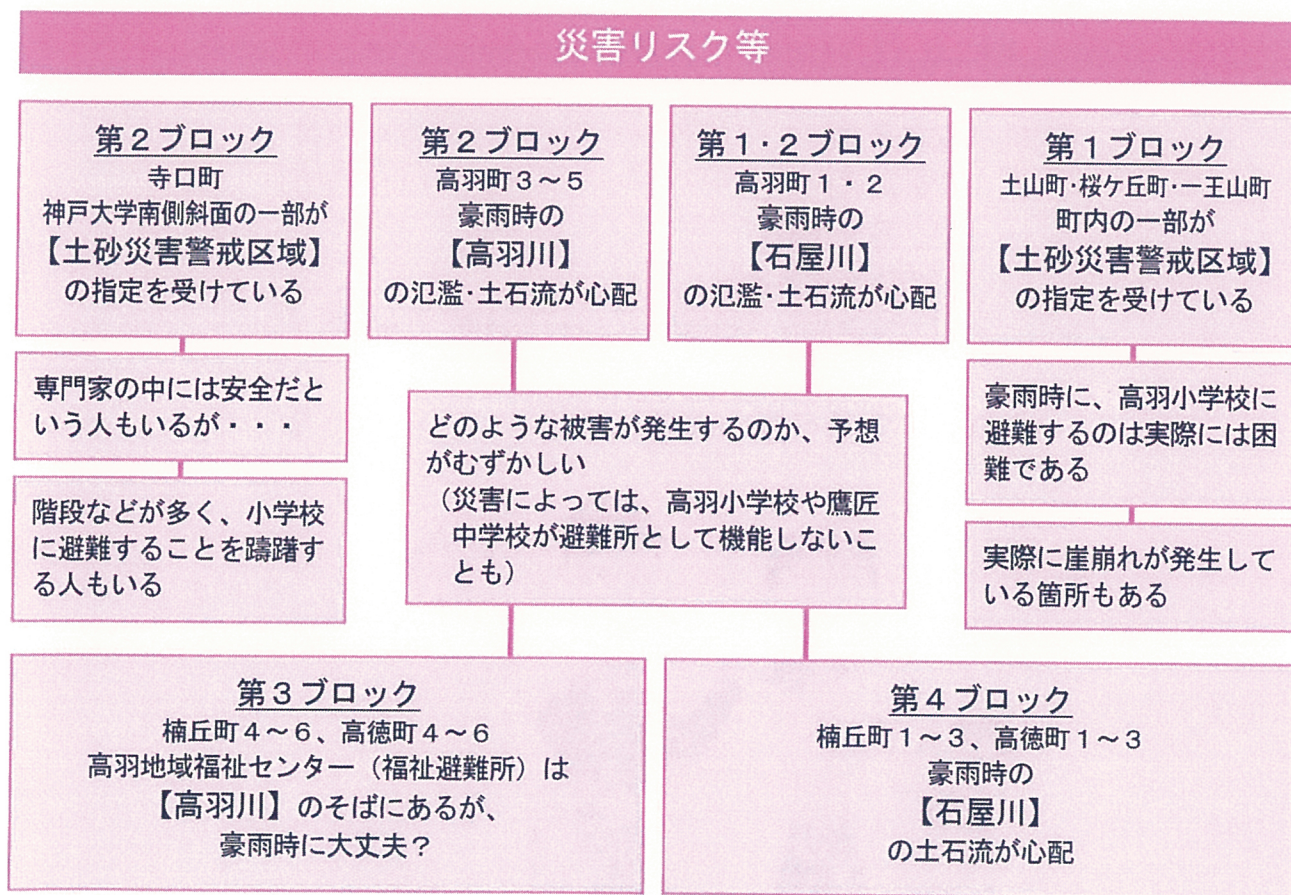
# I. 災害リスク

わたしたちのまち「神戸」は、過去にいくつもの大きな自然災害を経験しました。

たとえば、昭和13年の阪神大水害では死者616人、家屋全半壊8,653戸の大きな被害をうけ、さらに平成7年の阪神・淡路大震災では死者4,571人、家屋全半壊122,566棟、全半焼7,045棟という未曾有の被害をうけましたが、そのたびに人々の力でそれらを乗り越えてきました。

しかし近年、全国的に気象災害が激化しています。高羽地区は、なかでも土砂災害が発生した場合、甚大な被害の恐れのある地形であることを忘れないようにしましょう。

## ■ワークショップで出された高羽地区の「災害リスク等」



**【洪水・土砂災害】への備えが重要！！**



## II. 活動方針

阪神・淡路大震災の貴重な教訓から、近隣の方々に助けあうことはとても重要です。  
しかしながら、

周囲の状況をよく確認し、自らの安全を確保して無理をせず、自分たちのできる範囲で  
防災活動を行います。



### 自分や家族の安全を確保するために(自助)

#### 事前の準備

- ① 3～7日分の食料を備蓄する（ローリングストック）。
- ② 家具を固定する。枕元にスリッパを置く。ガラス戸を閉じる。
- ③ 水〔飲用水、トイレ用（風呂の水は流さない）〕を確保する。
- ④ 緊急セットを確認する。
- ⑤ AEDの設置場所を確認する。
- ⑥ 携帯電話等の予備バッテリーを確認する。
- ⑦ ラジオ、懐中電灯、ロウソク、ウェットティッシュ、マウスウォッシュ、  
ポリタンク、カセットコンロ、おむつ・離乳食（必要に応じて）などを確保する。

#### 警報等の発表後

- ① 身の安全を確保し、ガスの元栓等を閉め、家族を避難所に届ける。



### その後、災害対策本部へ向かう(共助)

### Ⅲ. 災害対策本部の設置基準

\* 台風や集中豪雨により

神戸市に「特別警報」あるいは  
「避難勧告」「避難指示」が発表された場合

\* 住民に被害が予想される災害が起こった場合

大雨 特別警報	<p>台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想され、若しくは、数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により大雨になると予想される場合に発表します。</p> <p>大雨特別警報が発表された場合、浸水や土砂災害などの重大な災害が発生するおそれ著しく大きい状況が予想されます。雨がやんでも、重大な土砂災害などのおそれが著しく大きい場合は、発表を継続します。</p>
土砂災害 警戒情報	<p>大雨警報（土砂災害）が発表されている状況で、土砂災害発生危険度がさらに高まった時に、市町村長が避難勧告等の災害応急対応を適時適切に行えるよう、また、住民の自主避難の判断の参考となるよう、対象となる市町村を特定して警戒を呼びかける情報で、都道府県と気象庁が共同で発表します。</p>

#### 避難勧告等の種類

避難準備情報	<p>災害発生の可能性がありますので、避難できるように準備してください。避難に時間がかかる方は早めに避難しましょう。</p>
避難勧告	<p>災害発生の可能性が高まっています。避難を開始してください。</p>
避難指示	<p>いまにも災害が発生する可能性があります。ただちに避難してください。</p> <p>なお、大雨などで避難所への避難が危険な時は、崖から離れた2階以上の部屋に避難しましょう。</p>



#### IV. 基本事項

(平成27年12月5日現在)

災害対策本部の 設置場所	高羽会館 (⇒会館が機能しない場合、「高羽小学校」内に設置を検討)			
	第1ブロック	第2ブロック	第3ブロック	第4ブロック
防災倉庫 の場所	— (現在、場所を検討中)	高羽会館	高羽地域福祉 センター	寿公園 市営弓の木住宅 (3号棟)
避難所	高羽小学校 [一時的な避難所] クレイスビュー 六甲山手集会室	高羽小学校	鷹匠中学校	鷹匠中学校
耐震性防火水槽 の場所	土山町南公園	高羽公園	寿公園	石屋川公園
災害時要援護者 名簿の保管場所	高羽会館			
その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>* 高羽小学校内に「いつでも蛇口(飲用可)」を設置</li> <li>* 高羽地域福祉センターは「福祉避難所」として機能</li> <li>* 県営楠丘高層住宅屋上は「一時的な避難所」としての使用を検討</li> </ul>			

注) 防災倉庫のカギは、高羽会館、高羽地域福祉センターで保管している。

(災害対策本部の班構成と役割分担等)

班	役割分担等
本部長	* 全体を統括し、指揮を行う。
副本部長	* 各避難所と本部との連絡・調整を行う。 * 灘区役所・灘消防署と本部との連絡・調整を行う。
工作班	* 被害の状況確認と避難用通路を確保する。 (土木・建設関係者)
救助班	* 負傷者・災害時要援護者を救出し、安全に避難所まで誘導する。
情報班	* 避難所で避難者リストづくり等を行う。
避難所班	* 区役所職員、校長・教頭と協力して、避難してきた人のお世話をする。 (水・トイレ・就寝場所・食事等)
食事班	* 近所から、あるものを確保する。 (婦人会・自治会婦人部・PTA)
福祉班	* 地域福祉センターで活動する。 (民生委員、介護・看護資格者)



## ■「高羽防災福祉協議会」のブロック区分と主要施設の位置

	緊急避難場所 (土砂災害)	命を守ることを最優先として、土砂災害から緊急的に避難するための施設。
	緊急避難場所 (土砂災害) 【安全なエリアまで避難できない物】	緊急避難場所のうち、敷地の一部などが、イエローゾーン等に含まれるもの。イエローゾーンの区域など安全なエリアに避難できない時は、注意事項をよく確認して利用しましょう。
	入口	入口に注意が必要な緊急避難場所のみ記載。
	注意が必要な入口	
	防災行政無線 (屋外スピーカー)	避難勧告や避難指示を放送。





## V. 行動計画

ここでは、台風や集中豪雨により神戸市に「特別警報」あるいは「避難勧告」「避難指示」が発表されたという想定で

【災害発生前】・【災害発生直後】・【災害発生から数時間～3日(72時間)くらい】の各段階で対応すべき内容（チェックリスト）を整理しています。

### 【災害発生前】

#### 1. 災害対策本部の設置

内容	確認欄
①高羽会館に防災委員全員がそろわないことが予想されるが、集まったメンバーで「災害対策本部」を設置する。	
②高羽会館に集まったメンバーの中から「本部長」と「副本部長」を決める。	
③本部長は、集まってきたメンバーで「班編成」を行う。	
④「地区の地図(防災マップなど)」、「災害時要援護者名簿」や各種情報を共有するための「ホワイトボード・模造紙」などを用意する。	

#### 2. 情報収集・伝達

内容	確認欄
①ラジオ・テレビ、携帯電話、行政防災無線から気象情報、土砂災害警戒情報を収集する。	
②洪水や土砂災害の危険性が予測される場合は、災害時要援護者に早期の自主避難を呼びかける。	
③災害時要援護者が自ら避難できない場合は、「救助班」が避難所への安全な誘導を行う。	

#### 3. 避難所の開設の協力

内容	確認欄
①「避難所班」は、学校関係者や区役所職員と協力して、避難所を開設する。 (避難所の鍵は、協議会も保有)	
②「情報班」は、避難所において避難者名簿を作成する。	
③「福祉班」は、福祉避難所（地域福祉センター）の開設準備にあたる。	



## 【災害発生直後】

### 1. 災害対策本部による指揮

内容	確認欄
①「本部長」は、被害状況等に応じて、活動内容の具体的指示（情報収集・伝達、安否確認、救出・救護など）を出す。	

### 2. 情報収集・伝達

内容	確認欄
①ラジオ・テレビ、携帯電話、行政防災無線から気象情報、土砂災害警戒情報などを収集する。	
②「工作班」は地区内の被害情報を収集し、随時「本部長」に伝える。	
③「副本部長」は避難所の「情報班」との連絡を密にとり、携帯電話などで、避難所の状況把握などを行う。	

### 3. 安否確認

内容	確認欄
①「救助班」は事前に用意している災害時要援護者名簿を使って安否確認を行う。	
②各住戸の玄関ドアに安否確認の目印をつける。 (安否不明者宅に連絡票を貼るなどによる区別も効果的)	

### 4. 救出・救護

内容	確認欄
①「救助班」は二次災害に十分注意しながら、防災資機材を使って被災者を救出する。	
②被災者が負傷している場合は、止血等の応急手当を行い、医療機関に搬送する。	

### 5. 灘区役所や灘消防署への連絡

内容	確認欄
①「副本部長」は被害情報や活動情報などを灘区役所や灘消防署に連絡する。	
②「副本部長」は避難所運営で必要な事項を灘区役所など関係機関に伝える。	



## 【災害発生から数時間～3日(72時間)くらい】

### 1. 役割分担の見直し

内容	確認欄
①防災委員の集結状況や災害の状況に応じて、役割とその内容を見直す。	

### 2. 避難所の運営

内容	確認欄
①「避難所班」は、学校関係者、灘区役所職員や災害ボランティアなどと協力して、避難所の運営にあたる。	
②災害時要援護者に配慮する。 (本人や家族の意向をふまえて、避難所内に一般の人と分けした福祉避難所室を設けるなどの対応：たとえば、学校の保健室の利用など) ※特に、知的や精神、発達障がい者のうち、集団生活に対応することが困難な人、透析患者やオストメイト(人工肛門など)などの内部障がい者について、特別な配慮が必要であることを他の避難者に理解してもらうことが重要。	
③福祉避難所を必要とする人については、避難所を巡回する市の保健師につなぐ。	
④女性や子育て家庭、一緒に連れて避難してきたペットなどに配慮する。	

#### 「福祉避難所」について

神戸市では、避難所での生活において、何らかの特別な配慮を要する人のための二次的避難所として、地域福祉センターなど320箇所(平成25年8月末現在)を「福祉避難所」に指定しています。

福祉避難所の対象者は、市の保険師が避難所で行う健康調査等をもとに、本人や家族の意向や状況から市が決定します。

福祉避難所は災害時に常に開設されるわけではないため、要援護者等から福祉避難所への直接避難の相談があった場合は、灘区災害対策本部に連絡いただくよう、対応をお願いします。

### 3. 生活情報の収集・周知

内容	確認欄
①生活情報の収集および住民への周知を行う。	

### 4. パトロールの実施

内容	確認欄
①「工作班」は二次災害に十分注意しながら、地区内のパトロールを交代で行う。	



## (参考) 各種行動の事前指示書

ここでは、災害時に必要な各種行動（情報収集・伝達、安否確認、災害時要援護者の避難支援、救出・救護、消火）に関する具体的な手順などを整理しています。

### 【情報収集・伝達】

1. ラジオ・テレビ、携帯電話、行政防災無線で気象情報・土砂災害警戒情報を収集する。
2. 地区内の災害情報を把握する。

#### 情報収集・伝達手順

##### 1. 情報収集

収集した情報は、ホワイトボードなどに時系列で記載する。

###### (1) ラジオ等での情報収集

通信手段が確保されている場合は、ラジオ・テレビ、携帯電話などを活用する。

###### (2) 行政からの情報収集

各種機関へ直接連絡を取り、必要な情報を収集する。また、定期的に区役所に出向くなど、公開されている情報を収集する。

###### (3) 避難所からの情報収集

##### 2. 情報伝達

収集した情報を伝える手段として、バンドマイク、広報掲示板、回覧板なども効果的に活用する。

### 【安否確認】

##### 1. 安否確認情報の収集

##### 2. 安否不明者の確認

(1) 事前に用意している災害時要援護者名簿をもとに、安否確認を行う。

(2) 事前に用意していない場合は、民生・児童委員などと協力して安否確認を行う。

#### 訪問先での確認手順

##### 1. 外観の確認

建物に甚大な被害がないかを確認する。

##### 2. 声かけ・呼びかけ確認

門の外側で大きな声で呼びかけ、安否を確認する。

##### 3. ドアをノックする

応答がない時は、呼びかけと一緒にドアをノックする。

##### 4. 庭・勝手口などの確認

状況が把握できないときは、庭・勝手口などを確認する。

##### 5. 確認シールの貼付

確認した状況に応じて、玄関ドア上部のよく見えるところにシールを貼付する。

(色分け) 赤色：救助・支援の必要あり、黄色：安否の確認できず

青色：確認済・支援の必要なし



## 【災害時要援護者の避難支援】

自宅の損傷の状況などにより、避難所に避難する必要がある災害時要援護者を支援する。

### 避難支援のポイント

1. 一人暮らし高齢者  
迅速な情報伝達と避難誘導、安否確認および状況把握が必要である。
2. 寝たきりの要介護高齢者  
避難時は車いす、担架、ストレッチャー等の補助器具が必要なことがある。
3. 認知症の人  
安否確認、状況把握、避難誘導の援助が必要である。
4. 視覚障がい者  
音声による情報伝達や状況説明と避難誘導などの援助が必要である。
5. 聴覚障がい者  
補聴器の使用や手話、文字、絵図などを活用した情報伝達と状況説明が必要である。
6. 言語障がい者  
手話、筆談などで状況を把握することが必要である。
7. 在宅人工呼吸器使用者  
避難所での電源確保が必要である。

## 【救出・救護】

1. 防災資機材（ジャッキ、ノコギリ、バールなど）を使用し、協力して救出活動を行う。
2. 救護（応急手当）を実施する。

### 救出・救護手順

1. 被害の実態把握
  - (1) 倒壊建物に残されている人がどのような状態（けがの程度を含む）かを確認する。
  - (2) 建物の倒壊状況および内部に進入するスペースがあるかを確認する。
  - (3) 二次災害が発生する危険要因がないかを確認する。
2. 二次災害の防止
  - (1) 木片、トタン、ガラスなどの軽量物を除去する。
  - (2) 柱、梁などの大きな物の周辺物を除去する時は、これらの大きな物がずれたり、倒壊しないように、ロープ等で支持して固定する。
  - (3) 火災の発生に備え、消火器やバケツを用意する。ガスの元栓や電気のブレーカーは早期に閉止や遮断を行う。
3. 要救助者の救出
  - (1) 要救助者の近くまで掘り進んだ後は、資機材を使わずに手作業にする。
  - (2) 要救助者を無理に引き出そうとしない。
4. 応急手当  
出血している時は、清潔なガーゼなどで傷口を圧迫止血する。



## 【消火】

1. 耐震性防火水槽の小型動力ポンプなどを使用して初期消火を行う。
2. 出火場所を確認し、消火活動人員を割りふる。

### 消火活動手順

1. 消火用水の選定
  - (1) 火元に近い消火用水を選定し、強風時には風上側の消火用水を使うなど風向きに注意する。
  - (2) 河川使用時はストレーナーを水の流れに向けて投入し、浮かび上がらないようにする。
  - (3) ポンプから水面までの高低差はC級で7 m以内、D級で4 m以内を目安とする。
2. ホースの延長要領
  - (1) 道路、建物の曲がり角では大きく曲げて、折れやねじれ、引きずりを避ける。
  - (2) ホースの結合は漏水しないように確実に行う。
3. 送水の時期
  - (1) ホースの延長状況や筒先担当の「放水始め」の合図があってから送水する。
  - (2) 放水口コックを開ける時は、筒先の反動力を考えて徐々に行う。